

高知市上下水道局料金徴収等包括委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

高知市上下水道局料金徴収等包括委託業務

(2) 業務概要

- ア 窓口業務
- イ 検針業務
- ウ 調定業務
- エ 収納業務
- オ 滞納整理業務
- カ 下水道関連業務
- キ 情報集約業務
- ク 情報システム管理業務
- ケ 時間外業務
- コ その他管理業務等

(3) 業務場所

【料金お客さまセンター】高知市大原町 98 番地 1 大原町事務所

【料金外窓口】高知市針木北一丁目 15 番 20 号 高知市上下水道局本庁舎 1 階

(4) 委託期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までとする。

ただし、契約締結の日から令和 7 年 12 月 31 日までは準備期間とし、準備期間中に要する経費は受託者の負担とする。

(5) 予算限度額

1,994,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加形態

(1) 単体事業者又は共同企業体とする。

(2) 共同企業体の場合は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 高知市内に主たる営業所（本社）を有する者を含む 2 又は 3 者で構成していること。
- イ 各構成員の出資比率は、代表者の出資比率を最大又は同等として、最小の出資比率は 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上とする。
- ウ 共同企業体の構成員は、単体事業者及び他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

3 参加資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす

者であること。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム関連等の認証を取得している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 市町村税、都道府県税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分））を滞納していない者
- (6) 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (7) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事実には該当しない者

4 参加意向申出書

(1) 提出書類

別表 1 「提出書類一覧表」のとおり

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 9 月 17 日（火） 午後 5 時 必着

（持参の場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、郵送の場合は令和 6 年 9 月 17 日必着とする。）

(4) 提出先

10 問合せ先・提出先のとおり

(5) 資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を令和 6 年 9 月 24 日（火）に参加資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により欠格となった者は、通知日の翌日から起算して 7 日以内に、この理由について説明を求めることができる。

5 質問・回答

(1) 提出書類

質問書（様式第8号）

(2) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出すること。

※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和6年9月2日（月）午後5時 必着

(4) 提出先

10 問合せ先・提出先のとおり

(5) 回答方法

令和6年9月9日（月）午後5時までに、高知市上下水道局お客さまサービス課ホームページにて公表する。

6 提案書

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、以下の書類を提出すること。なお、提案書の作成にあたっては「高知市上下水道局料金徴収等包括委託業務仕様書」を熟読のうえ、別紙「高知市上下水道局料金徴収等包括委託業務選定基準表」の審査項目を盛り込むこと。

(1) 提出書類

提案書の作成は、A4（縦向き）に横書きとし（図面等は除く）、ファイル等にファイリングして提出すること。

ア 提案書（表紙）（様式第9号）

イ 財務諸表（直近2事業年分貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の写し）

ウ 経営方針及びコンプライアンスの取組み状況

エ 業務実績調書（様式第10号）

[注1]給水戸数15万戸以上の水道事業体において、料金徴収業務を継続して3年以上の受託した実績（現在履行中のものを含む。）について、給水戸数の多い順に3件まで記載してください。

[注2]業務実績となる契約書又は実績を証明できる書類等で、相手方自治体・契約年月日・契約期間・受託業務のわかる記載部分の写しを添付してください。

オ 業務体制及び業務執行計画

カ 窓口業務に関する提案

キ 検針業務に関する提案

ク 調定・収納業務に関する提案

ケ 滞納整理業務に関する提案

- コ 下水道関連業務に関する提案
- サ 情報集約業務に関する提案
- シ 情報システム管理業務に関する提案
- ス 時間外業務に関する提案
- セ その他管理業務等に関する提案
- ソ 地域貢献等に関する提案
- タ その他の業務提案①
- チ その他の業務提案②
- ツ 提案見積書及び積算内訳書（様式第 11－1 号，11－2 号）

(2) 提出部数

15 部

(3) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 提出期限

令和 6 年 10 月 25 日（金） 午後 5 時 必着

（持参の場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、郵送の場合は、令和 6 年 10 月 25 日必着とする。）

(5) 提出先

10 問合せ先・提出先のとおり

(6) 留意事項

提案書は 1 者 1 提案とし、提案書を受理した後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

7 審査及び選定基準

(1) 審査主体

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平に行うため、高知市上下水道局料金徴収等包括委託業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査を行う。

(2) 選定基準

別紙「高知市上下水道局料金徴収等包括委託業務選定基準表（650 点満点）」のとおり

(3) プレゼンテーション等の実施

ア 実施予定日 令和 6 年 11 月 11 日（月） ※時間は別途通知する。

イ 実施場所 高知市上下水道局本庁舎 3 階大会議室

ウ 実施時間 出退に要する時間を含めて 50 分以内

※質疑応答時間は別途配分

エ 出席者 5 名以内とする。

（共同企業体の場合は、各構成員から必ず 1 名以上出席してください。）

オ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは、提出した提案書の内容に沿って説明を行うこと。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意すること。(使用予定のプロジェクター：Panasonic PT-VMZ61J, HDMI ケーブルでパソコンと接続・ケーブル有り)

(4) 候補者の決定

(2)の選定基準により、提案書及びプレゼンテーションの実施結果を受けて、評価、採点を行い、審査の合計得点が最も高い者を候補者とする。ただし、最低基準点(390点)未達の者は候補者とししない。また、審査の結果、最高点数の者が同点で2者以上ある場合は、業務提案見積書の金額が安価な者を候補者とする。なお、業務提案見積書の金額が同額の場合は、くじにより決定する。

(5) 審査結果通知及び公表

審査終了後、全提案者に書面により通知する。また、各提案者の総得点を高知市上下水道局お客さまサービス課ホームページにおいて公表(候補者に決定されなかった者については、会社名を除く。)する。

(6) その他

ア 候補者が契約を締結しない場合は最低基準点(390点)以上で、かつ次に得点が高い次点者から順次、契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

イ 参加者が1者のみの場合であっても審査を行い、最低基準点(390点)以上であれば候補者として決定する。

8 実施スケジュール(予定)

公告	令和6年8月19日(月)
質問書の提出期限	令和6年9月2日(月)
質問書に対する回答	令和6年9月9日(月)
参加意向申出書の提出期限	令和6年9月17日(火)
参加資格確認結果の通知	令和6年9月24日(火)
提案書の提出期限	令和6年10月25日(金)
提案書の審査(プレゼンテーション)の実施	令和6年11月11日(月)
審査結果通知	令和6年11月18日(月)
契約締結	令和6年12月下旬

9 その他留意事項

- (1) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第12号)を提出すること。
- (2) 提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。

- (3) 参加資格決定後において、次のいずれかに該当することとなったときは参加資格を喪失し、すでに提出された提案書は無効とする。
- ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合。
 - エ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (4) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (5) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (6) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (7) 提出された書類は、審査及び説明のためにその写しを作成し使用することができるものとする。
- (8) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第13号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

10 問合せ先・提出先

〒780-8087 高知市針木北一丁目15番20号

高知市上下水道局お客さまサービス課（本庁舎1階）

電話 (088) 821-9231

FAX (088) 843-6521

E-mail kc-240800@city.kochi.lg.jp